

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○告示(漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止)の一部改正	(水産政策課) 1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)	(防災砂防課) 2
○建築基準法による道の指定	(建築指導課) 2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活・男女共同参画課) (10・21揭示) 3
○高知県功労者の表彰	(人事課) 3
○農用地利用配分計画の認可の申請	(農地・担い手対策課) 3
○換地処分の公告	(農業基盤課) 3

告 示

高知県告示第626号

平成25年6月高知県告示第430号(漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止)の一部を次のように改正する。

平成27年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

表中

高知県志和・興津加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧志和漁業協同組合の地区及び興津漁業共同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 小型合併漁業であって高岡郡四万十町志和の区域の者が行う漁業 2 小型合併漁業であって高岡郡四万十町興津の区域の者が行う漁業 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業 4 小型定置漁業 5 大型定置漁業
-------------	--	--

を

高知県志和加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧志和漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 小型合併漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業 3 小型定置漁業 4 大型定置漁業
----------	-----------------------------	--

に改める。

高知県告示第627号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 須崎市宮ノ下（東）

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	須崎市多ノ郷字サルダ	甲3132
2	〃 〃 字行正	甲5124
3	〃 〃 字助房	甲5122-1
4	〃 〃 〃	甲5119
5	〃 〃 字是藤	甲5116-2
6	〃 〃 字助房	甲3091
7	〃 〃 〃	〃
8	〃 〃 〃	甲3094-2
9	〃 〃 〃	甲3108-ロ
10	〃 〃 〃	甲3108-3
11	〃 〃 〃	甲5122-1
12	〃 〃 〃	〃
13	〃 〃 〃	〃
14	〃 〃 〃	甲3114
15	〃 〃 〃	〃

(2) 区域

標柱1から15までを順次に直線で結んだ線及び標柱15と1

を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

2 須崎市宮ノ下（西）

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	須崎市多ノ郷字行正	甲3163
2	〃 〃 〃	甲5130
3	〃 〃 〃	〃
4	〃 〃 〃	甲5127
5	〃 〃 〃	甲5125
6	〃 〃 〃	〃
7	〃 〃 〃	〃
8	〃 〃 〃	甲3145-1

(2) 区域

標柱1から7までを順次に直線で結んだ線、標柱7と8を市道田ノ地1号線に沿って結んだ線及び標柱8と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第628号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 高岡郡構原町中平(1)

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡構原町中平	389地先
2	〃 〃 〃	351
3	〃 〃 〃	362

4	〃 〃 〃	318
5	〃 〃 〃	324-2
6	〃 〃 〃	327地先
7	〃 〃 〃	330地先

(2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線、標柱6と7を町道中平松原線に沿って結んだ線及び標柱7と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

2 高岡郡構原町中平(2)

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡構原町中平	281
2	〃 〃 〃	274
3	〃 〃 〃	272
4	〃 〃 〃	258
5	〃 〃 〃	259-1
6	〃 〃 〃	229
7	〃 〃 〃	228
8	〃 〃 〃	246
9	〃 〃 〃	249
10	〃 〃 〃	257

(2) 区域

標柱1から10までを順次に直線で結んだ線及び標柱10と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第629号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成27年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

土佐市北地字千段ノ木2066番地先から字観音ノ前2020番5に至る延長290メートルの道

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成27年10月21日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年10月21日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年10月13日	特定非営利活動法人 Life time	川上 仁	高知市朝倉本町一丁目4番25-18号	この法人は、障害児者とその家族、子ども、地域住民（以下「障害者等」という）にかかわる就労支援事業、生活・相談支援活動、情報提供活動、研修活動、スポーツ活動や文化活動を通して健全な心身の育成に関する事業を行うことにより、障害者等の福祉・教育・医療・保健・文化の増進を図り、もって社会福祉に寄与することを目的とする。

高知県表彰規則（昭和31年高知県規則第51号）第2条第1項の規定により、平成27年11月3日に高知県功労者を次のとおり表彰した。

平成27年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

功績分野	氏名	住所
地方自治関係	田 村 鶴 喜	四万十市西土佐江川崎
同	西 郷 典 生	宿毛市小筑紫町小筑紫
同	松 坂 充 容	安芸郡芸西村和食甲
商工業関係	中 山 博 之	南国市大桶甲
農林業関係	山 口 恵 生	宿毛市宇須々木
同	山 崎 實樹助	高知市春野町平和
同	有限会社四万十みはら菜園	幡多郡三原村宮ノ川
水産業関係	木 下 清	安芸郡奈半利町乙
建設業関係	三 本 稔 彦	須崎市吾井郷乙
社会福祉関係	北 島 清 彰	高岡郡越知町越知甲
保健衛生関係	猿 田 隆 夫	高知市升形
同	中 村 ささみ	香南市野市町みどり野
同	大 石 和 義	高知市下島町
災害防除関係	山 本 速 生	南国市左右山
同	田 中 静 夫	安芸郡北川村野友甲

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成27年11月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

(1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市包末268番地
石川 享照

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市領石字ロミノ尾谷351番1、352番、353番1、354番1、356番及び357番

(2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市浜改田582番地
松木 功

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市前浜字中沢1242番1及び字吉井1395番1並びに
浜改田字下田1837番、1838番及び1839番並びに字中島

1855番及び1856番

2 申請年月日

平成27年10月19日

3 縦覧場所

高知県農業振興部農地・担い手対策課

4 縦覧の期間及び時間

平成27年11月4日（水）から同月18日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）

5 意見書の提出先

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県農業振興部農地・担い手対策課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営中山間地域総合整備事業に係る四万十窪川地区（宮内換地区）の換地処分を平成27年10月20日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成27年11月4日

高知県知事 尾崎 正直